

安満遺跡公園 業務用駐車場使用申請書及び許可証

令和 年 月 日

(宛先) 指定管理者

次のとおり業務用駐車場を使用したいので申請します。

申請者	住所	電話
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
使用責任者	住所	電話
	氏名	携帯電話
使用日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時～ 午前・午後 時	
使用施設	<input checked="" type="checkbox"/> 業務用駐車場	
使用目的		
使用内容		
使用施設	<input type="checkbox"/> 普通自動車及び準中型自動車 (800円/回)	台
	<input type="checkbox"/> 中型自動車 (1,000円/回)	台
	<input type="checkbox"/> 大型自動車 (2,000円/回)	台

利用日当日 (1日以上利用の場合は利用の初日) に下記金額を必ずお持ちください。

有料施設の使用内容について確認しました。

確認日 年 月 日

安満遺跡公園パートナーズ 印

以下、スタッフ記入欄

使用料	基本利用料金	円
	合計	円

上記の有料施設の利用を許可します。利用料金は上表の通りです。

許可番号 許可日 年 月 日

安満遺跡公園パートナーズ 印

(教示)

1 都市公園内の行為に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市(安満遺跡公園にあっては、指定管理者)を被告として(高槻市を被告とする場合は高槻市長、指定管理者を被告とする場合は指定管理者を代表するべき者が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

2 使用料の徴収に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として(高槻市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。